

最上消費生活センターニュース10月号

令和2年10月1日発行

ステイホームで 通信販売トラブルが増加しています！

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ステイホームが叫ばれ、通信販売の利用が推奨されました。それまで通信販売をあまり利用しなかった人たちが利用し始めたこともあり、通信販売のトラブルや相談が大変多くなっています。

特に多いのが、お試したと思って注文したら定期購入だったというトラブルです。アドバイスを参考に、気を付けて通信販売を利用しましょう。

〈 事 例 〉

動画投稿サイトを見ていたら、「**ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円**」という広告が出てきて注文した。商品が届いて1か月ほどたった頃、同じ商品が届き、代金5,500円の請求書が同梱されていた。驚いて業者に問い合わせると、「**5回の継続購入が条件の契約です**」と言われた。お試しだけのつもりだったし、こんなに高額になるなら注文しなかった。解約したい。



《 アドバイス 》

☆ 通信販売はクーリング・オフの対象外です。
注文する前に、「**解約・返品できるかどうか**」
「**解約・返品できる場合の条件**」など解約条件
や解約の方法をしっかりと確認しましょう。

定期購入に
なっていたの？



☆ 契約の申込書、事業者に連絡したり届いたりした記録等はしっかりと残しておきましょう。
☆ 事業者につながらない場合は、メールを送ってみましょう。
☆ 不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

『消費者力アップ講座』参加者募集

山形県消費生活センターでは、市町村や地区にかかわりなく、だれでも気軽に参加できる「消費者力アップ講座」を開催することになりました。身近な相談事例や被害防止の対処法を、楽しくわかりやすく解説します。ぜひ参加して、賢い消費者を目指しましょう。(最上地区開催は、以下の2回です。)

	期 日	時 間	会 場
1	11月11日(水)	14:00~15:00	新庄市民文化会館 小ホール
2	12月9日(水)	14:00~15:00	新庄市民プラザ 小ホール



お問い合わせ・申し込みは、まずは最上消費生活センターまでお気軽にどうぞ。

～10月は食品ロス削減月間です～

食品ロスは、国内で年間612万トン発生しており、これは皆さんが毎日茶碗一杯分のご飯を捨てている量に相当します。「**おいしく楽しく食べ切ろう!**」を合言葉に、**食べ残しゼロを目指しましょう。**

ホームページの「家庭での取り組み」も参考にしましょう。
「山形県食品ロス削減」で検索できます。



「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

【お申込み・お問い合わせ】

依頼書のFAXかお電話を



10月・11月 消費生活法律相談会

10月 6日(火) 13:30~15:30

11月10日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

全国共通の消費者ホットライン ^{い や や} 188 で、最寄の消費生活センターにつながります。